

税制改正等について

令和 7 年 2 月

名古屋東税務署 個人課税部門

令和 6 年度税制改正事項

(令和 6 年分から適用される主なもの)

所得税の定額減税

- **デフレ完全脱却のための一時的な措置**として、**令和6年分所得税**の減税を実施
- 減税額は、**納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき3万円**（住民税は1万円）
- **合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の高額所得者**は、減税の**対象外**

給与所得者に対する実施

- ・ **6月以降の源泉徴収税額**から減税
- ・ 6月に減税しきれなかった場合には、**翌月以降の税額**から順次減税

公的年金受給者に対する実施

- ・ 年金機構等の公的年金（老齢年金）は、**6月以降の源泉徴収税額**から減税
- ・ 6月に減税しきれなかった場合には、**翌々月以降の税額**から順次減税

不動産所得・事業所得者等に対する実施

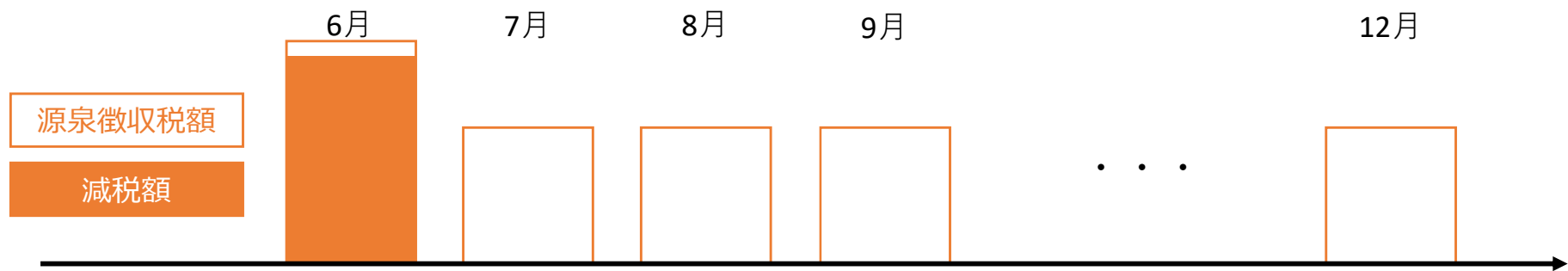
- ・ 納税の機会に減税
 - ・ 予定納税対象者については、**6月の第1回予定納税の通知の機会**に減税
 - ・ それ以外の納税者は、**確定申告**で減税

- ✓ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施。
- ✓ 給与所得者については、減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

減税の実施方法（給与所得者の場合）

- 賞与を含む給与収入については、主たる給与支払者の6月の源泉徴収税額から減税を実施。

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以上の場合（1か月で控除）



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以下の場合（1か月以上）



減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定

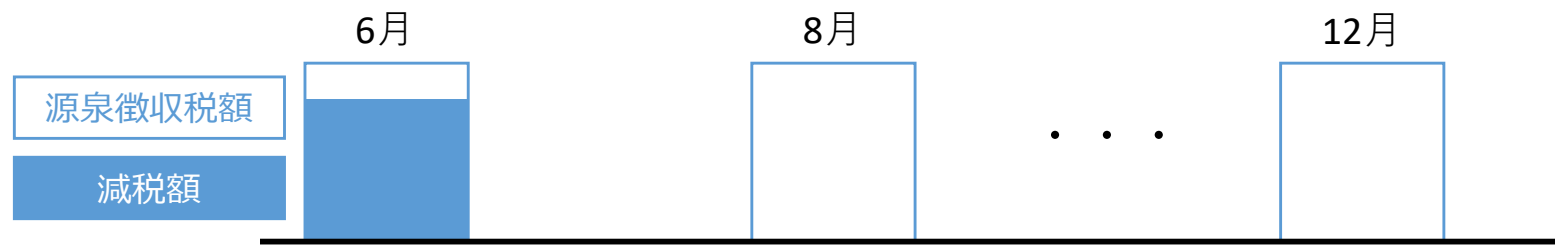
年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整（又は確定申告）で対応

減税の実施方法（公的年金所得者の場合）

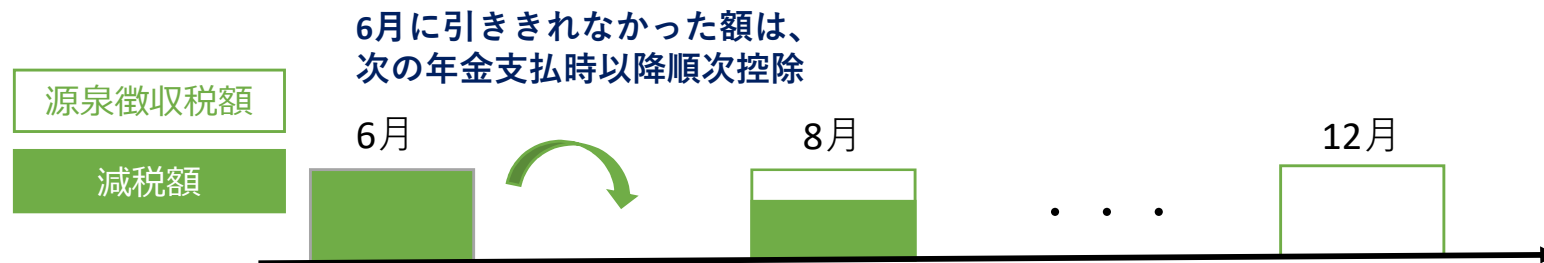
- 日本年金機構等が支払う公的年金（老齢年金）については、原則として6月以降の支給分に係る源泉徴収税額から減税を実施。

○ 公的年金所得者に係る減税の実施方法のイメージ

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以上の場合（1か月で控除）



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以下の場合（1か月以上）



（注）日本年金機構等に令和5年に提出された令和6年分の扶養親族等申告書に基づき、扶養親族等分も加味した額を、6月以降に支払われる公的年金の源泉徴収税額から控除。提出後に扶養関係の異動等があった場合、確定申告にて対応。

（参考）公的年金に対する源泉徴収

- 公的年金については、年金支払者が源泉徴収を実施。
- 隔月（偶数月）の年金支給の際に、支給額から源泉徴収税額を控除。

減税の実施方法（不動産所得・事業所得者等の場合）

- 原則として確定申告の機会に減税を行う。
- ただし、予定納税の対象者については、予定納税の機会を通じて減税を実施。

○ 不動産所得・事業所得者等に係る減税の実施方法

- 原則として**確定申告の機会に減税**を行う。
- そのうえで、**予定納税の対象者**については、第1回予定納税の際に以下の通り対応した。
 - 予定納税額の通知（6月）の際に、**本人分の減税額（3万円）を控除**した額を通知した。
 - 簡易な手続きによる「減額申請」により、**扶養親族分については通知税額からの控除を可能にした。**
 - **減額申請の期限（7月15日）を7月31日に、納付期限（7月31日）を9月30日に延期した。**
- 第1回予定納税で控除しきれなかった減税額は、第2回予定納税（11月）の予定納税額から控除し、第2回予定納税に控除しきれなかった減税額は、確定申告において減税する。

（参考）予定納税制度

前年分の所得金額（事業所得、不動産所得等）や税額などをもとに計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上になる場合、その年の所得税の一部をあらかじめ（7月、11月）納付するという制度。予定納税による納税額は、税務署が前年の所得金額等を基に計算し、通知（6月）する。

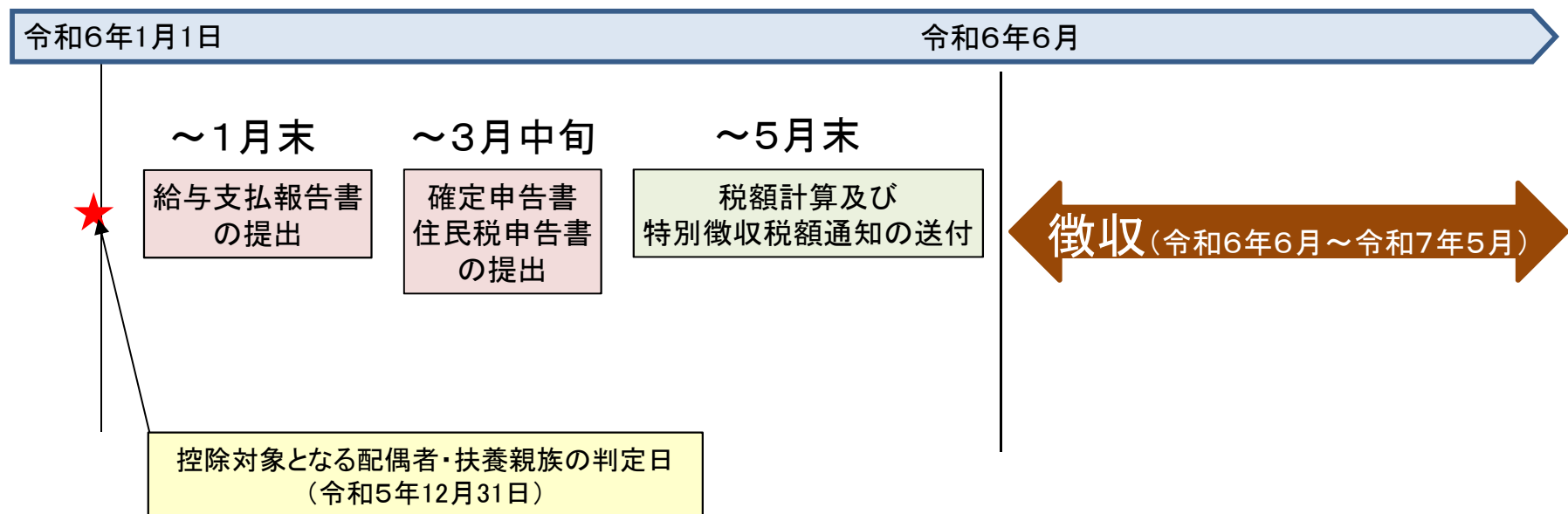
定額減税の対象外とする高額所得者

- 合計所得金額1,805万円超（給与収入2,000万円超に相当）の者については、定額減税の対象外とする。
 - 「合計所得金額」は、収入から必要経費等（給与の場合は給与所得控除）を控除した金額。
 - 所得額による限度額を設ける場合、「合計所得金額」を判定基準とするのが一般的。
 - 給与収入額が2,000万円超（給与収入のみの場合、合計所得金額1,805万円超に相当（注））の場合には、年末調整を受けることができず、**確定申告が義務付けられていることから、最終的に確定申告の機会に税額を調整。**

（注）所得金額調整控除の適用がないものとしている。

- 令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。(納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限る。)
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- 定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

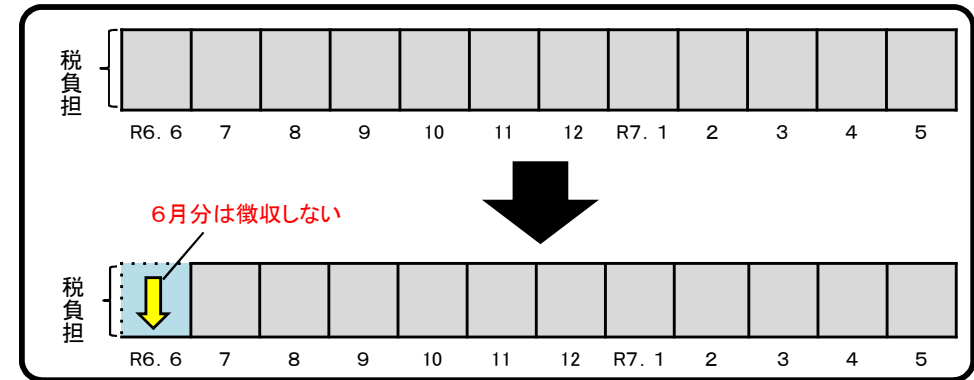
(例)給与所得に係る特別徴収の場合



減税の実施方法(イメージ)

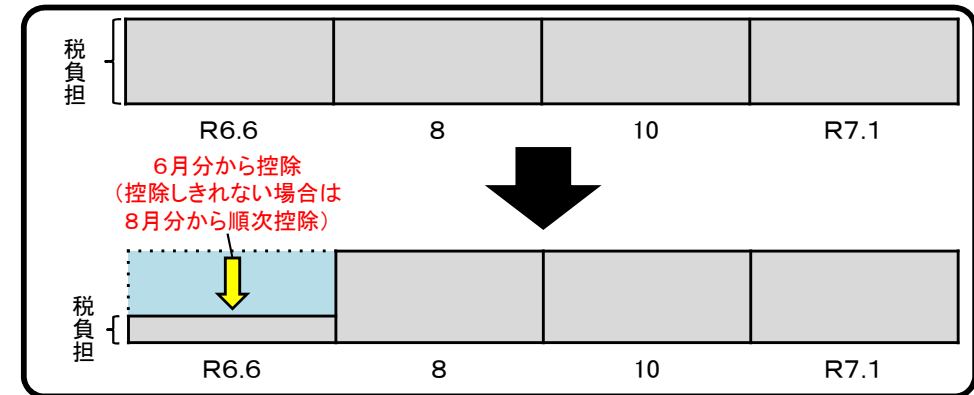
給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税」後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】



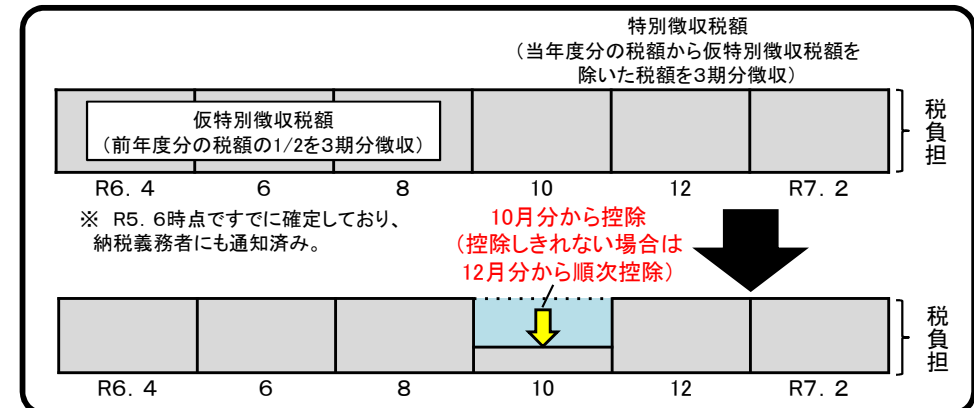
普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】



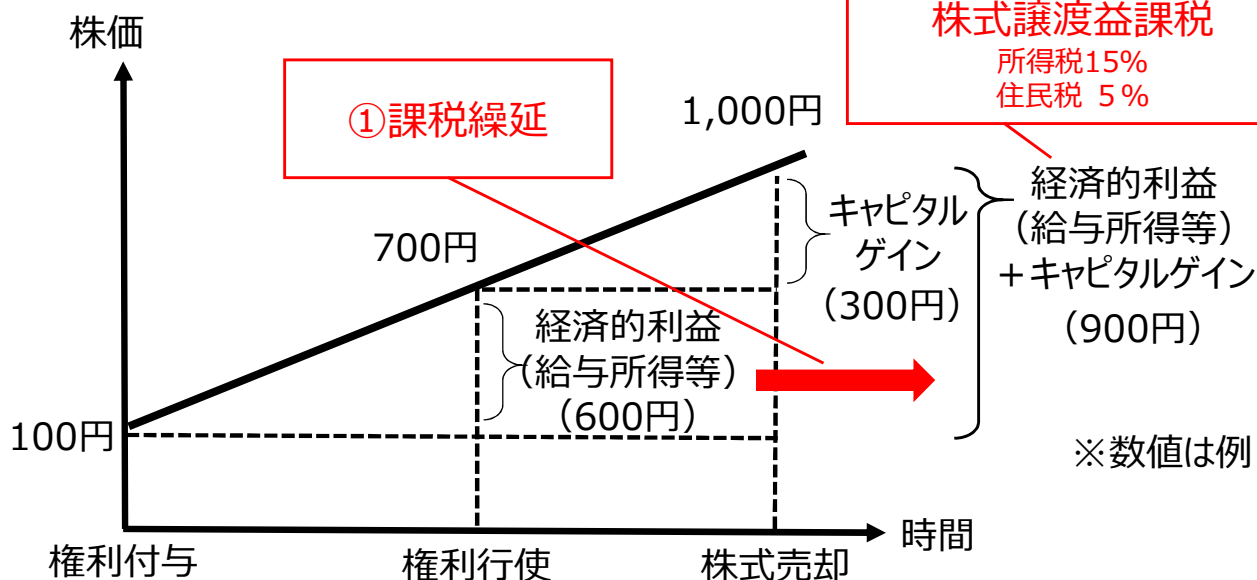
公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



適格ストックオプション税制の見直し

制度の概要



適用対象者

- ・取締役、執行役及び使用人
- ・一定の要件を満たす外部協力者
(例) 国家資格保有者（弁護士等）、
上場企業の役員経験者
プログラマー・エンジニア等

【改正後】

- ・国家資格保有者等に求めていた3年以上の実務経験の要件を撤廃
- ・非上場企業の役員経験者等を追加 等

主な適用要件

- ① 権利行使期間が、付与決議後2年経過日から10年経過日までであること
(※) 設立後5年未満の非上場株式会社付与のストックオプションについては、付与決議後2年経過日から15年経過日まで【令和5年度改正】
- ② 年間権利行使価額は、1,200万円を超えないこと

【改正後】

- ・年間の権利行使価額の上限を最大で改正前の3倍（年間3,600万円）に引き上げ

(注) (1) 設立後5年未満の株式会社から付与されたものは2,400万円、(2) 5年以上20年未満の株式会社のうち、非上場であるもの又は上場後5年未満であるものから付与されたものは3,600万円

- ③ 権利行使価額が当該権利付与の契約締結の時点における株価以上の金額であること
- ④ 新株予約権について譲渡制限があること
- ⑤ 権利行使後は証券会社等による管理がなされていること

等

【改正後】

- ・発行会社自身による保管管理を可能とするスキームの創設

エンジェル税制・スタートアップ再投資の非課税措置の概要

投資段階の優遇措置

エンジェル税制・優遇措置①

(設立10年未満の企業が対象)

対象企業への投資額全額を
その年の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし

選択適用

エンジェル税制・優遇措置②

(設立5年未満の企業が対象)

(対象企業への投資額 - 2,000円) を
その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、
総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方

※ 両優遇措置により控除した額は、原則として、株式の取得価額から差し引き、株式売却時に課税（課税繰延）。

スタートアップ再投資の非課税措置(令和5年度改正)

保有する株式を売却し、スタートアップへの再投資（「自己資金による創業」や「プレシード・シード期のスタートアップへのエンジェル投資」）を行った場合、再投資分にあたる譲渡益課税を行わない（上限20億円の超過分は課税繰延）措置を創設。

○ 投資方法：

- ① 直接投資
- ② 民法上の組合及びファンド経由の投資
- ③ 経済産業大臣認定ファンド等経由の投資

※（認定）ファンドについては、金融資産1億円以上の投資家のみを勧誘できる。

○ 投資額：株式の取得に際して払い込みをした額

新たに信託経由を追加等

新株予約権の権利行使による株式の取得の場合、株式の取得時に新株予約権の取得に要した費用も措置の対象に追加

譲渡段階の優遇措置

未上場スタートアップ株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益から、その損失額を控除可能。
さらに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可能。

※ スタートアップ企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に3年間の繰越控除が可能。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

〔令和6年限りの措置〕

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。
- 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

〔改正前（令和6年・7年入居）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



〔改正後（令和6年入居に限る）〕

新築・買取再販住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

（注） 子育て世帯等：19歳未満の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。

※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

〔令和6年限りの措置〕

○ 子育て世帯等＝「特例対象個人」

- ① 年齢40歳未満であつて配偶者を有する個人
- ② 年齢40歳以上であつて年齢40歳未満の配偶者を有する個人
- ③ 年齢19歳未満の扶養親族を有する個人

年齢または配偶者もしくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和6年12月31日（これの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時）の現状によります。

（一の個人の扶養親族等が他の個人の扶養親族に該当する場合）

措置法通達41－29の2

一の個人の配偶者が他の個人の年齢19歳未満の扶養親族にも該当する場合又は2以上の個人の年齢19歳未満の扶養親族に該当する者がある場合において、措置法第41条第13項の規定の適用を受けるに当たっては、これらの個人はいずれも配偶者又は年齢19歳未満の扶養親族を有することとなることに留意する。

第四十一条

13 個人で、年齢四十歳未満であつて配偶者を有する者、年齢四十歳以上であつて年齢四十歳未満の配偶者を有する者又は年齢十九歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族を有する者（以下この項において「特例対象個人」という。）が、第十項の規定を適用する場合（認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、当該認定住宅等の新築等をした認定住宅等（第二十一項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を含む。）又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところにより当該特例対象個人の居住の用に供した場合に限る。）における第十一項に規定する認定住宅等借入限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とすることができる。

- 一 その居住に係る家屋が認定住宅である場合 五千万円
- 二 その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅である場合 四千五百万円
- 三 その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合 四千万円

子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

〔令和6年限りの措置〕

- 既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用の相当額の10%を税額控除）について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

対象工事		対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円(350万円)	25万円(35万円)
三世帯同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円(600万円)	50万円(60万円)
	耐震or省エネ＋耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)
子育て〔拡充〕		250万円	25万円

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

子育てに対応した住宅への
リフォームイメージ



転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

〔子育て対応改修工事〕

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る。）

※ 子育て世帯等：19歳未満の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の者

※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

住宅の特別税額控除（借入金なし）に関する改正事項

- 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限を2年延長し、令和7年12月31日までの間に居住の用に供したときとする。
- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長し、令和7年12月31日までの間に居住の用に供したときとする。
 - ① 合計所得金額要件を2,000万円以下（令和5年入居まで：3,000万円以下）とする。
 - ② 省エネ改修工事のうち省エネ設備の取替え又は取付け工事について、エアコンディショナーの省エネルギー基準達成率を107%以上に変更する。
- 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下（令和5年入居まで：3,000万円以下）に引き下げた上、その適用期限を2年延長し、令和7年12月31日までの間に居住の用に供したときとする。

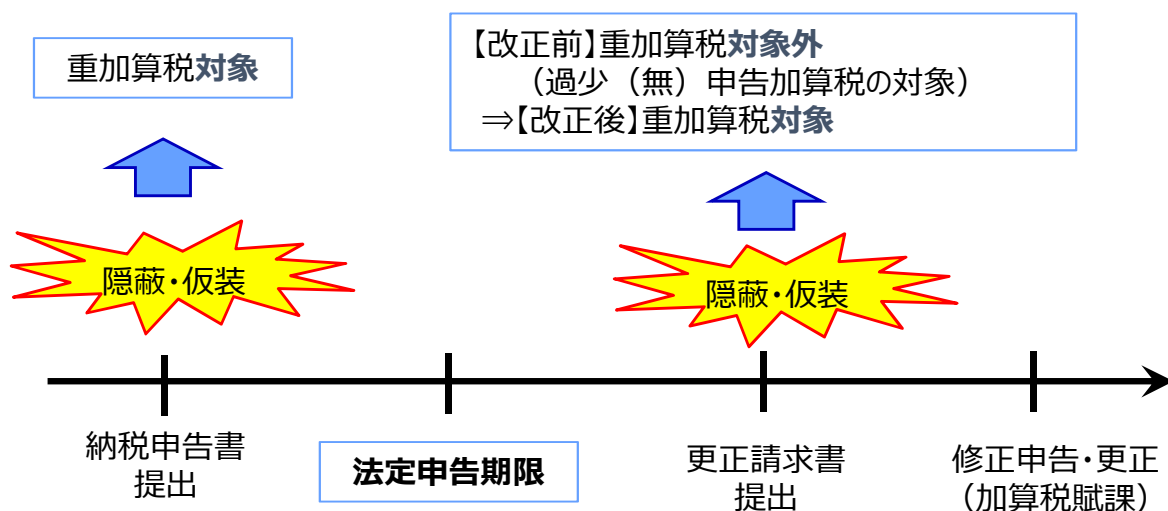
更正の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算税制度の整備

【改正前・課題等】

- 隠蔽・偽装したところに基づき納税申告書を提出していたとき等は、過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、35%（又は40%）の重加算税を賦課することとされている。
 （注）重加算税が賦課される場合については、延滞税の除算期間が適用されない（申告期限後1年以上経過後に更正等があった場合でも、1年経過した日から更正等があった日までの期間は延滞税の計算期間から控除されない）。
- 他方、申告後に隠蔽・偽装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であったとしても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（原則15%）又は無申告加算税（原則20%）が賦課される）。
- 「納税申告書の提出（税額を確定させるための手続）」か「更正請求書の提出（税額を減額させるための手続）」といった、税務当局に対する手続の性質により、隠蔽・偽装行為が行われた場合のペナルティの水準が異なるのは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る隠蔽・偽装行為を未然に抑止する必要。

【改正後】

- 隠蔽・偽装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加える。
 （注1）上記の隠蔽・偽装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合について、延滞税の除算期間が適用されないことを明確化する運用上の対応を行う。
 （注2）令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。



（参考1）更正の請求の処理件数と実地調査の件数の推移

（単位：千件）

事務年度	H22.7 ～H23.6	H30.7 ～H31.6	R3.7 ～R4.6
更正の請求 処理件数	294	409	413
実地調査 件数※	411	318	135

※ 実地調査件数は、更正の請求に係る実地調査以外の件数を含む。
 （出所）更正の請求：国税庁実績評価書、実地調査：国税庁レポート

（参考2）平成23年12月の税制改正により更正の請求期間が5年（改正前：1年）に延長されている。

自然災害の被災者等に対する税制上の支援措置

○ 被災者等に対する税制上の支援については、熊本地震等を受けたこれまでの対応により、一般措置として、基本的な対策が講じられている。

共通

- ・申告等の期限の延長：国税庁が地域と期日を指定等①
- ・財産の損失を受けた場合等の納税の猶予①

所得税

- ・予定納税の減額等①
- ・雑損控除の3年間①（5年間㉔）繰越
- ・住宅等が被害を受けた場合の所得税の減免①
- ・被災事業用資産等の損失の3年間①（5年間㉔）繰越
- ・住宅ローン減税の適用継続①
- ・住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の重複適用㉕
- ・財形住宅・年金貯蓄の災害等による目的外払出しの非課税①
- ・買換資産の取得期間等の延長の特例（法人税も同様）㉔

法人税

- ・資産の損害・評価損の損金算入、10年間の繰越控除①
- ・災害損失の繰戻しによる法人税額の還付①
- ・仮決算の中間申告による利子・配当等の源泉所得税の還付①
- ・被災代替資産等の特別償却（建物等）（所得税も同様）㉔

①：すべての災害に適用される措置

㉕：被災者生活再建支援法の対象となる災害に適用される措置

㉔：特定非常災害特別措置法の対象となる災害に適用される措置

㉔：激甚災害法の仕組みを前提としている措置

資産税

- ・財産が被災した場合の相続税・贈与税の免除等①
- ・相続時精算課税の財産が被災した場合の課税価格の特例措置①
- ・指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等㉔
- ・事業承継税制の雇用確保要件の免除等①
- ・延納・物納の申請に係る準備期間等の特例①
- ・山林の相続税の猶予等における規模拡大要件の緩和①
- ・住宅取得等資金の贈与税の居住要件の免除等①
- ・被災者が取得した住宅取得等資金の贈与税の特例措置㉕
- ・被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除㉕

消費税

- ・課税事業者選択届出書の提出等に係る特例㉔
- ・簡易課税制度選択届出書の提出等に係る特例㉔
- ・インボイス発行事業者の登録取消しの特例㉔

その他

- ・特別貸付の印紙税の非課税㉔
- ・建設工事の請負等の印紙税の非課税㉕
- ・販売業者の保管自動車が被災した場合の自動車重量税の還付①
- ・被災自動車に係る自動車重量税の特例還付㉕
- ・被災酒類等の酒税等の控除・還付①
- ・被災酒類の酒税の控除・還付方法の特例①

能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置

- 能登半島地震による災害では、広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じているとともに、発災日が1月1日であり、令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していることなどの事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、**所得税について特別な措置を講じた。**
 - 具体的には、**今般の災害による損失について、①雑損控除、②災害減免法による減免措置、③被災事業用資産等の損失の必要経費算入において、本来の令和6年分ではなく、令和5年分に適用することを認める特例を設ける**こととし、こうした措置を通じて、**被災者の生活再建に向けた資金繰りの円滑化や負担の軽減を図る。**
- ※ 個人住民税についても、雑損控除等に関して所得税と同様の特別な措置を講じている。

① 雑損控除の特例

【制度概要】

- ・ 災害等により住宅・家財等に損害を受けたときは、損失額を所得控除できる。
- ・ その年分で控除しきれない場合は、翌年以後3年間（特定非常災害の場合は5年間）繰越が可能。

【特例措置】

今回の災害による住宅や家財等の損失額について、前年分（令和5年分）の所得から控除することを可能とする。

② 災害減免法による減免措置

【制度概要】

災害によって住宅・家財に甚大な損害（時価の1/2以上）を受けたときは、所得税の全部又は一部の減免を受けることができる（雑損控除との選択適用）。

【特例措置】

今回の災害における災害減免法による減免措置について、前年分（令和5年分）の所得税について適用することを可能とする。

合計所得金額	減免
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	1/2の軽減
750万円超 1,000万円以下	1/4の軽減

③ 被災事業用資産等の損失の必要経費算入

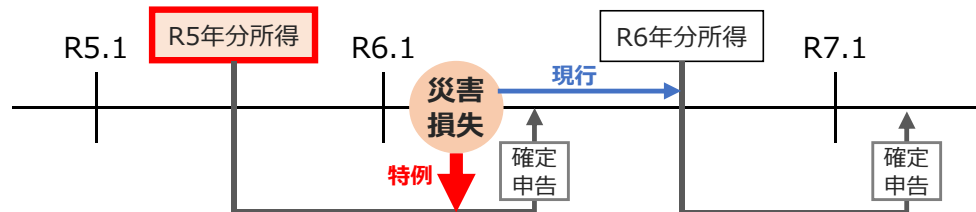
【制度概要】

- ・ 災害による事業用資産等の損失額については、その年分の事業所得等の計算上、必要経費に算入する。
- ・ 純損失の金額について、翌年以後3年間（特定非常災害の場合は原則5年間）繰越が可能。

【特例措置】

今回の災害による事業用資産等の損失額について、前年分（令和5年分）の事業所得等の計算上、必要経費に算入することを可能とする。

【イメージ】



- ・ 暦年課税が原則の所得税では、R6.1.1に発生した災害の損失は、本来、令和6年分の所得税の計算に反映される（確定申告は1年後のR7.2～R7.3）。
- ・ 特例により令和5年分所得税への適用を認めることで、税額の軽減や還付が実質的に1年早く受けられる。

※ 特例を適用しない確定申告書を提出し、申告期限を徒過した後でも、更正の請求等により特例を適用できることとする。（申告期限内であれば訂正申告により適用を受けることが可能。）

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

	税制上の措置	概 要
1	申告・納付等の期限延長	申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。
2	所得税等の軽減又は免除	住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税等の軽減又は免除を受けることができます。
3	源泉所得税等の徴収猶予・還付	上記2に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けることができます。
4	住宅借入金等特別控除等の特例	居住の用に供することができなくなった住宅用家屋についても、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
5	財産形成住宅（年金）貯蓄の 利子等の非課税	一定の被害を受けたことなどにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。
6	予定納税額の減額	所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。
7	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。

【所得税以外の税制上の措置】

自動車が廃車となった場合の自動車重量税の還付	『令和6年能登半島地震により自動車に被害を受けられた方へ（自動車重量税関係）』をご参照ください。
被害を受けた方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用証書）、 「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税の非課税	『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について』をご参照ください。

1. 申告・納付等の期限延長

能登半島地震により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。

これには、地域指定による延長と個別の申請による延長があります。

① 地域指定による延長

石川県、富山県に納税地を有する方は、令和6年1月1日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（お手続きは必要ありません。）。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

（注） 令和5年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。

② 個別の申請による延長

上記①以外の地域に納税地を有する方についても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、災害がやんだ日^{（注）}から2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。

（注） 「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる状態になった日をいいます。

個別の申請による延長を受ける場合も、状況が落ち着き次第、税務署等にご相談ください。

2. 所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、令和5年分又は令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産（注1）	住宅又は家財の損失額（注2）が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税等の軽減額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ① 損失額（注2） — 所得金額の10分の1 ② 損失額（注2）のうち 災害関連支出の金額（注3） — 5万円	軽減額等は次のとおりです。 <table><tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税等の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table>	その年の所得金額	所得税等の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税等の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									

（注）1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。

なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。

3 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）
参考事項	- その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。 - 災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります（注4）。 - 災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から3年以内に支出したものが対象となります。	- 原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 - 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。

（注）4 e-Taxを利用して確定申告書を提出する場合において、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（原則として法定申告期限から5年間、その入力内容の確認のため、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求める場合があります。）。

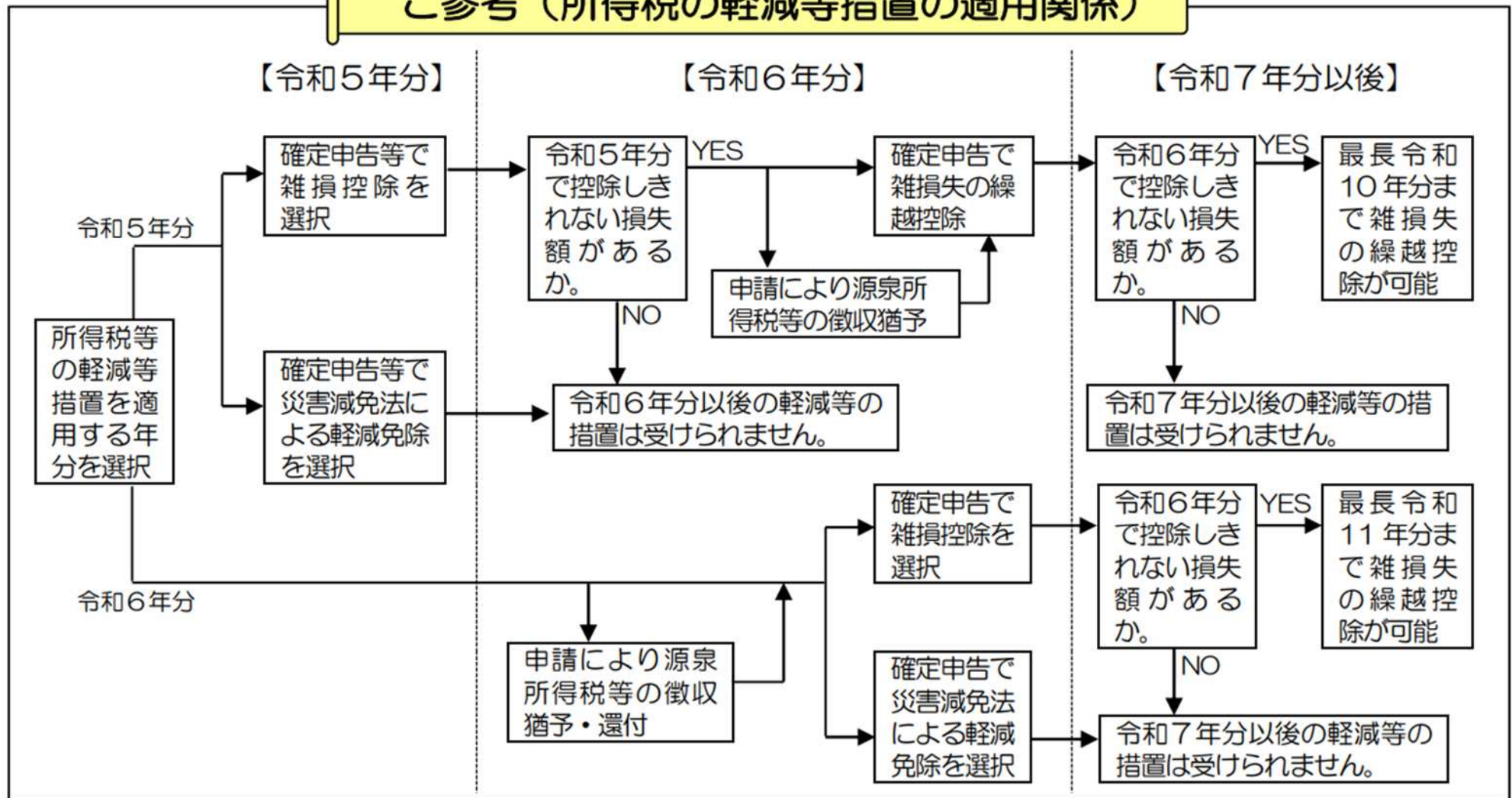
雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。

お手続きの方法

所得税等を軽減 免除する年分	令和5年分の 確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
令和5年分	確定申告 を済ませ てい	令和5年分の 確定申告	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和5年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書等）
	確定申告 を済ませ てい	令和5年分の 更正の請求 （注1）	上記①から④までの書類のほか、 令和5年分の確定申告書の控え（e-Taxメッセージボックスの受信通知からダウンロードしたPDFファイル等）
令和6年分	令和6年分の確定申告		上記①から④までの書類のほか、 令和6年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書等）

- （注）1 令和5年分の確定申告を済ませている方であっても、申告期限内であれば、追加のお手続きなく改めて申告書の提出が可能です。
 2 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
 3 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

ご参考（所得税の軽減等措置の適用関係）



3. 源泉所得税等の徴収猶予・還付

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除（20ページの「2. 所得税等の軽減又は免除」をご参照ください。）の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり令和6年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、令和6年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税等の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税等の還付を受けることができます。

ただし、能登半島地震による損害につき、令和5年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は令和5年分の災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税等の徴収猶予や還付は受けられません。

（注） 源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

4. 住宅借入金等特別控除等の特例

1 適用期間の特例

能登半島地震によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるためのお手続きは、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける^{（注）}など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

（注） 以下「2 重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

2 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村^{（注）}の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

（注） 石川県内全域、富山県内全域、新潟県全域が対象となります。（令和6年3月25日現在）

5. 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

能登半島地震で一定の被害を受けたことなどにより、勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、払出しの際、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。

6. 予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により住宅や家財などに損害を受け、令和6年6月30日時点の所得税額と税額を見積もり、申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「予定納税額の減額申請書」を所轄税務署に提出してください。

なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります（19ページの「1. 申告・納付等の期限延長」をご参照ください。）。

7. 納税の猶予

能登半島地震により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について納税の猶予を受けることができます。

1 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内

（注）1 災害がやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

2 この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、以下2の猶予を受けることができます。

2 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが困難と認められる国税	原則として1年以内

（注）1 上記猶予期間中に納付することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、さらに原則として1年以内の期間に限り、申請により猶予期間の延長を受けることができます。

2 上記のほか、国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等の一定の事由がある場合には、原則として1年以内の期間に限り換価の猶予を受けることができます。

○ 個人事業者の所得税関係

1. 被災事業用資産の損失に係る取扱い

令和6年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について能登半島地震により生じた損失（以下「事業用資産の災害損失」といいます。）については、選択により、その損失額を令和5年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、令和4年分から青色申告をしている方は、令和5年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の災害損失も含めて、令和4年分の所得に繰り戻して所得税等の還付請求をすることができます。

2. 純損失の繰越控除

事業用資産の災害損失を有する方に生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5年間繰り越すことができます。

① 保有する事業用資産等に占める事業用資産の災害損失額の割合が10分の1以上である方

イ 青色申告の場合

- ・ 令和6年分の純損失の金額
- ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額

ロ 白色申告の場合

- ・ 令和6年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額
- ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額

② 上記①以外の方

事業用資産の災害損失による純損失の金額

3. 被災代替資産等の特別償却

令和6年1月1日から令和11年1月1日までの間に、

① 能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物、構築物、機械装置に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合

② 建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合

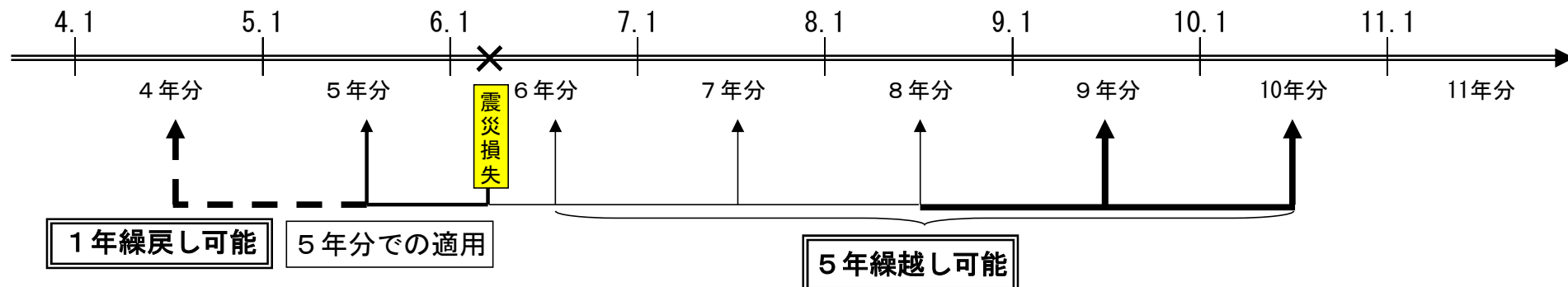
には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。

（注） 被災区域とは、能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域をいいます。

能登半島震災による事業用資産の損失の繰越控除・繰戻還付の適用（イメージ）

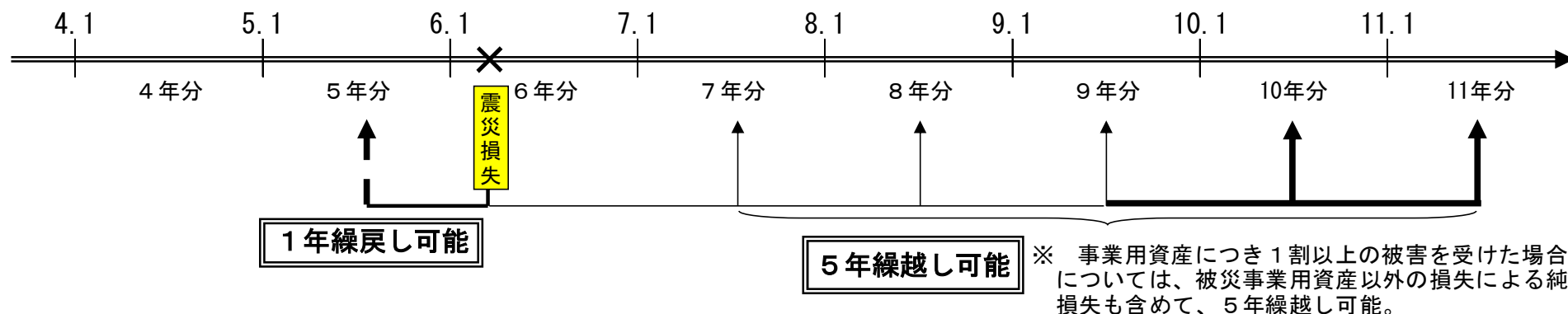
青色申告者の場合

【能登税特法第4条を適用する場合の令和5年分震災損失】

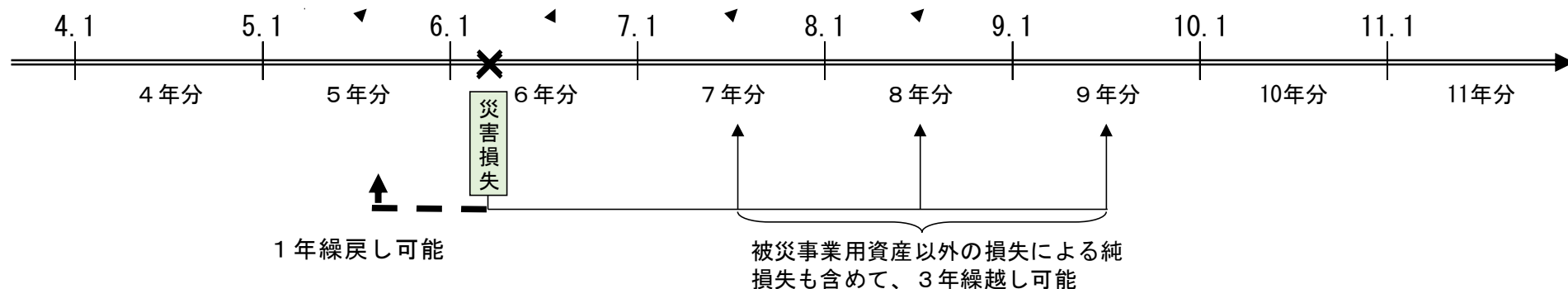


※ この場合、5年分での適用を選択した震災損失については、令和6年において生じなかったものとみなす。
 なお、事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合の令和6年分の純損失の金額については、5年（令和11年分まで）繰越し可能。

【能登税特法第4条を適用しない場合の令和6年分震災損失】

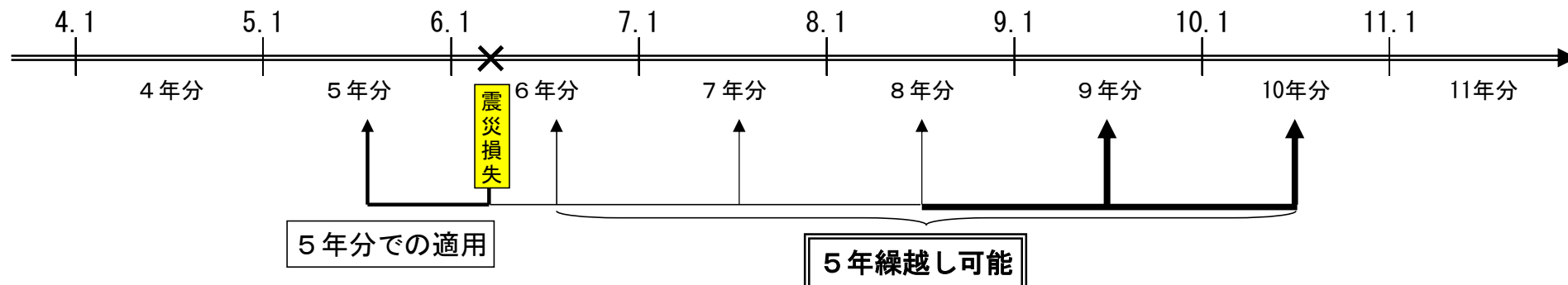


※参考【特定非常災害以外の災害による損失】



白色申告者の場合

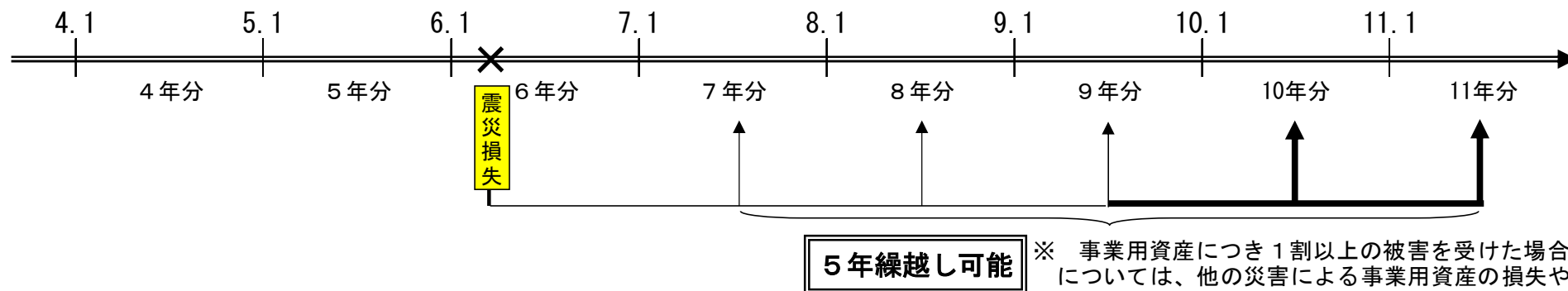
【能登税特法第4条を適用する場合の令和5年分震災損失】



※ この場合、5年分での適用を選択した震災損失については、令和6年において生じなかったものとみなす。

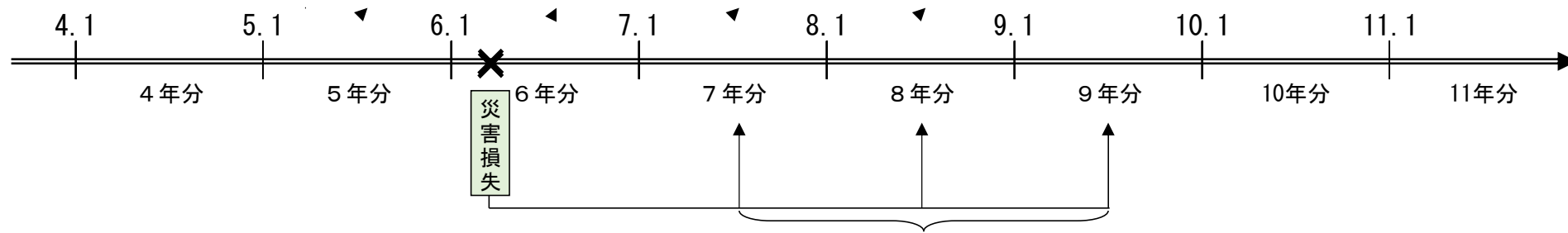
なお、事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合の令和6年分の純損失の金額のうち災害（特定非常災害以外の他の災害も含む。）による事業用資産の損失や漁獲等の変動所得の損失による部分については、5年（令和11年分まで）繰越し可能。

【能登税特法第4条を適用しない場合の令和6年分震災損失】



※ 事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合については、他の災害による事業用資産の損失や漁獲等の変動所得の損失による純損失も含めて、5年繰越し可能。

※参考【特定非常災害以外の災害による損失】



被災事業用資産の損失及び漁獲等の変動所得の損失による純損失について、3年繰越し可能

（ご参考：国税庁ホームページにおける情報の掲載について）

本日ご説明した内容は、国税庁ホームページに掲載している以下のリーフレット等でご案内しております。

1. 令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）
2. 令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人事業者の方へ（個人事業者の所得税、消費税関係）
3. 令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）
4. 令和6年能登半島地震により損害を受けた場合の所得税の取扱い（情報）

上記4の「令和6年能登半島地震により損害を受けた場合の所得税の取扱い（情報）」においては、本日ご説明した以外にも、雑損控除及び災害減免法による所得税の減免に係る制度の概要及びその取扱いについて掲載しておりますので、必要に応じご参照ください。

なお、国税庁ホームページにおいては、上記リーフレットのほか、能登半島地震により被害を受けた場合の税制上の措置（手続）について、以下のページでご案内しておりますので、ご参照ください。

「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/ното/index.htm>)

令和 5 年度税制改正事項

(令和 6 年分から適用される主なもの)

NISA制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化

令和5年度改正

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40 万円		120 万円
非課税保有期間	20 年間		5 年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2037年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120 万円		240 万円
非課税保有期間 ^(注1)	制限なし（無期限化）		同左
非課税保有限度額 ^(注2) （総枠）	1,800 万円	※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	1,200 万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 ^(注3) 〔※安定的な資産形成につながる投資商品に絞込む観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外〕
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

- (注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
- (注2) 利用者それぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。
- (注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

電子帳簿等保存制度の見直し

1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度の見直し

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度については、原則として保存要件^{（注）}に従って、電子取引データを保存しなければならないこととされている。
- 今回の見直しにおいて、電子取引データを保存要件^{（注）}に従って保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずる。

（注）具体的な「保存要件」については、「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等がある。

改正前	改正後
○ 保存要件に従って、電子取引データを保存しなければならないことが原則だが、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくことをもって、その電子取引データの保存に代えることができる。（経過措置）	○ 左記の経過措置は、<u>適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止</u>。 ○ <u>相当の理由</u>があると認める場合（事前手続不要）、その電子取引データの<u>出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要</u>として、電子取引データの保存を可能とする。

※1 上記のほか、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。

※2 令和6年1月1日以後に行う電子取引について適用される。

2 スキャナ保存制度の見直し

○ スキャナ保存制度について、制度の利用促進を図る観点から、以下のとおり更なる要件の緩和措置を講ずる。

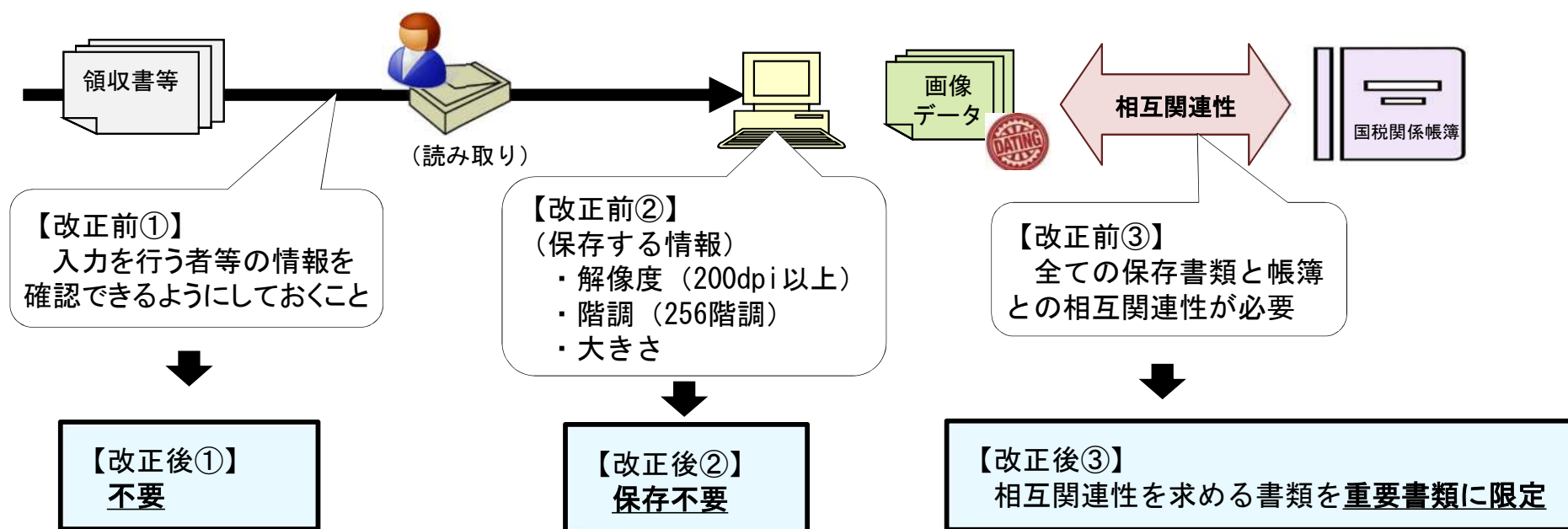
- ① 記録事項の入力を行う者等の情報を確認できるようにしておくことを不要とする。
- ② スキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存を不要とする。
- ③ 帳簿との相互関連性を求める書類を重要書類に限定する。

※ 重要書類：資金や物の移動に直結・連動する書類（契約書、領収書、請求書等）

（参考）スキャナ保存制度の概要

決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることを可能とする制度。

【改正のイメージ】



※ 令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用される。

令和 4 年度税制改正事項

(令和 6 年分から適用される主なもの)

- 令和4年度の税制改正において、入居期限が令和7年12月31日まで延長されました。
- 令和6年1月1日以降に建築確認を受けた新築住宅について、省エネ基準を満たさないものについては、住宅ローン控除を適用することができないこととされました。
- 合計所得金額が1,000万円以下の者については、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋で、令和5年以前に建築確認を受けたものの新築又は建築後使用されたことのないものの取得についても、住宅ローン控除の適用ができることとされました。

新しい住宅ローン控除の借入限度額等の一覧

令和4年度改正

		令和4・5年入居	令和6・7年入居
新築住宅 買取再販住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	借入限度額：5,000万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間	借入限度額：4,500万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間
	ZEH水準省エネ住宅	借入限度額：4,500万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間	借入限度額：3,500万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間
	省エネ基準適合住宅	借入限度額：4,000万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間	借入限度額：3,000万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間
	上記以外 (一般住宅)	借入限度額：3,000万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間	借入限度額：2,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間 ※ 次のいずれかに該当することが要件 ・令和5年12月31日以前に建築確認を受けたもの ・令和6年6月30日以前に建築されたもの
既存住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	借入限度額：3,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間	借入限度額：3,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間
	上記以外 (一般住宅)	借入限度額：2,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間	借入限度額：2,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間

- ✓ 「買取再販住宅」とは、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅をいう。
- ✓ 「ZEH水準住宅」とは、大幅な省エネと再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギーの消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。
- ✓ 令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅を取得した所得1,000万円以下の者については、床面積要件を40㎡以上に緩和される。

令和6年入居者の借入限度額等の一覧

【新築又は建築後使用されたことのない家屋を取得した場合】

令和4年度改正・令和6年度改正

住宅の区分		特例対象個人以外	特例対象個人
		借入限度額【控除期間】	借入限度額【控除期間】
認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅			
	床面積が50㎡以上のもの	4,500万円【13年間】	5,000万円【13年間】
	床面積40㎡以上50㎡未満であり、令和6年12月31日までに建築確認を受けたもの		
ZEH水準省エネ住宅			
	床面積が50㎡以上のもの	3,500万円【13年間】	4,500万円【13年間】
	床面積40㎡以上50㎡未満であり、令和6年12月31日までに建築確認を受けたもの		
省エネ基準適合住宅			
	床面積が50㎡以上のもの	3,000万円【13年間】	4,000万円【13年間】
	床面積40㎡以上50㎡未満であり、令和6年12月31日までに建築確認を受けたもの		
一般の住宅			
床面積が50㎡以上のもの	令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの又は令和6年6月30日までに建築されたもの	2,000万円【10年間】	
	令和6年1月1日以後に建築確認を受け、令和6年7月1日以後に建築されたもの	0万円	
床面積が40㎡以上50㎡未満のもの	令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの	2,000万円【10年間】	
	令和6年1月1日以後に建築確認を受けたもの	0万円	

令和6年入居者の借入限度額等の一覧

令和4年度改正・令和6年度改正

【買取再販住宅を取得した場合】

住宅の区分	特例対象個人以外	特例対象個人
	借入限度額【控除期間】	借入限度額【控除期間】
認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅	4,500万円【13年間】	5,000万円【13年間】
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円【13年間】	4,500万円【13年間】
省エネ基準適合住宅	3,000万円【13年間】	4,000万円【13年間】
一般の住宅	2,000万円【10年間】	

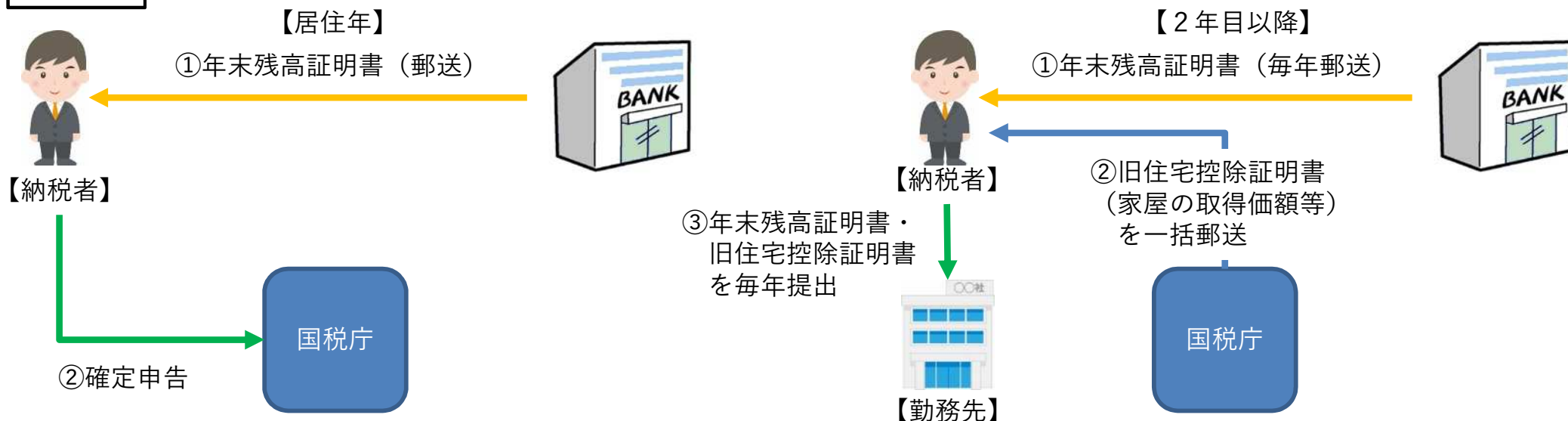
【中古住宅を取得した場合・増改築等工事を行った場合】

住宅の区分	特例対象個人以外	特例対象個人
	借入限度額【控除期間】	借入限度額【控除期間】
認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅	3,000万円【10年間】	
ZEH水準省エネ住宅		
省エネ基準適合住宅		
一般の住宅・増改築等工事	2,000万円【10年間】	

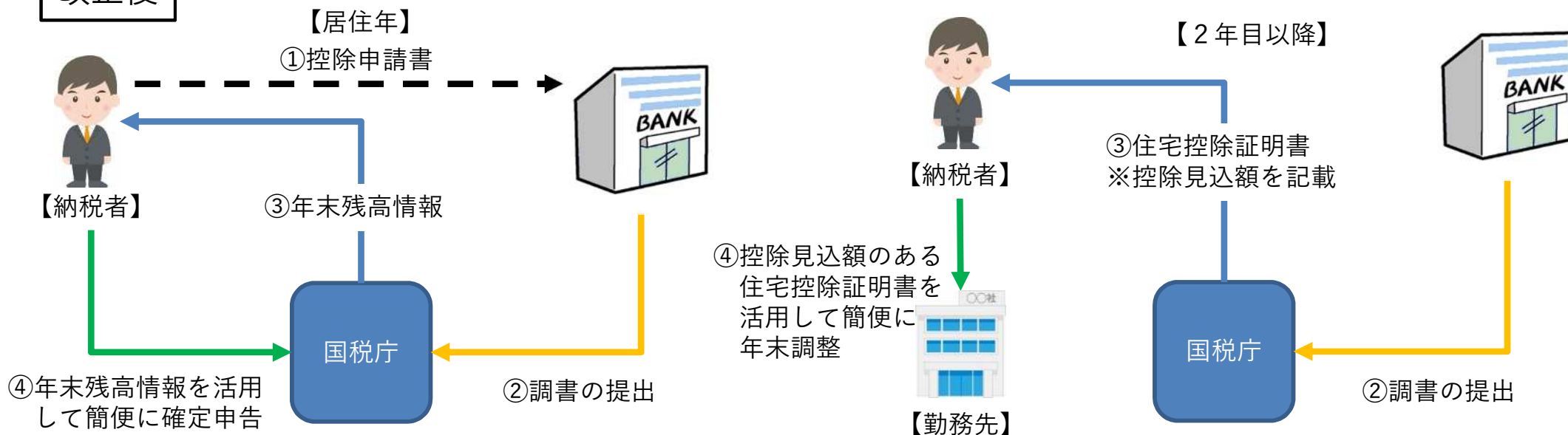
住宅ローン控除の申告手続の簡素化

令和4年度改正

改正前



改正後



【改正内容】

- ① 現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。（注）上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書について適用する。
- ② 財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。（注）上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。
- ③ 提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする（国外財産調書についても同様とする。）。（注）上記の改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和6年1月1日以後に提出される場合について適用する。
- ④ 財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（現行：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。（注）上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

【改正前】

- 提出義務者：以下のいずれの基準にも該当する者
 - ・ 所得基準：所得2,000万円超
 - ・ 財産基準：総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上
- 提出期限：翌年3月15日
- 記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等
 - ※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能
 - 例：取得価額100万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）



【改正後】

- 提出義務者：現行の提出義務者に加えて、以下の基準に該当する者も対象とする
 - ・ 財産基準：総資産10億円以上（所得基準なし）
- 提出期限：翌年6月30日
- 記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等
 - ※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能
 - 例：取得価額300万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）

以上で研修を終わります。

お疲れさまでした。

【 参 考 】

令和6年分の確定申告書等の
様式の改訂について

【確定申告書（第一表）】

[illegible]

主な改訂内容

「令和6年分特別税額控除」欄を追加【税改】

令和 6 年度税制改正により措置された令和 6 年分所得税についての定額による所得税の特別控除（いわゆる定額減税）の対象となる人数及び定額減税の金額を記載する欄を追加した。

「人数」欄には、本人を含めた定額減税の対象となる人数を記載し、定額減税の金額は、次の金額の合計額を記載する。

- | | |
|----------------------------|---------|
| ① 本人 (※) | 30,000円 |
| ② 同一生計配偶者又は扶養親族 (※) 1 人につき | 30,000円 |

※ 居住者に限る

【確定申告書（第二表）】

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

整理番号 FA2304

住所 氏名

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	収入金額	源泉徴収税額
		円	円

総合課税の課税所得、一時所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与（控除）

住民税・事業税に関する事項

非課税所得等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、年金等以外の所得に係る住民税の軽減措置	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県、市町村への寄附（特別控除対象）	都道府県、市町村への寄附（特別控除対象）	市区町村の寄附

非課税所得等

非課税所得等	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額

税理士署名・電話番号

主な改訂内容

① 「配偶者や親族に関する事項」欄の改訂【税改】

- ① 住宅借入金等特別控除及び住宅特定改修特別控除に係る税制改正に伴い、40歳未満であって配偶者を有する者、40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者又は19歳未満の扶養親族を有する者（以下「特例対象個人」という。）の判定を行うため、「住宅」欄を追加した。

以下に該当する場合にはそれぞれの欄に「○」を付す。

- ① 納税者本人が特例対象個人に該当し、①配偶者が配偶者（特別）控除の対象とされていない場合又は②配偶者が他の親族の扶養控除の対象とされている場合
- ② 納税者本人が特例対象個人に該当し、扶養親族が19歳未満であり、他の親族の配偶者控除又は扶養控除（個人住民税の非課税限度額制度における16歳未満の扶養親族を含む。）の控除対象とされている場合
- ③ 定額減税の実施に伴い、所得金額調整控除の対象となる同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者又は定額減税の対象となる同一生計配偶者若しくは扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む。）に該当する者の判定を行うため、「その他（調整）」欄を「その他」欄に変更した。

- ④ 所得金額調整控除の対象となる場合で、以下のいずれかに該当する場合
- 扶養親族が他の納税者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、納税者本人の扶養控除又は障害者控除の対象とならない扶養親族であって、特別障害者又は23歳未満である場合
 - 配偶者が他の納税者の扶養親族とされており、納税者本人の配偶者（特別）控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者である場合
- …「1」を記載※

※ 変更前は、④の条件に該当する場合に「○」を付すこととしていた。

- ⑤ 定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合
- …「2」を記載

② 「社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除」欄の変更

スペース確保のため、記載欄を1行削除した。

③ 「特例適用条文等」欄の変更

スペース確保のため、位置を変更するとともに、サイズを縮小した。

【確定申告書（第三表）】

○この申告書は、二枚目が控用（複写式）となっています。

令和 0 年分の 所得税及び復興特別所得税の

申告書（分離課税用）

FA2401

住所
〒
番 号
氏 名

整理番号
一連番号

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	①	
	経減分	②		
	長期譲渡	一般分	③	
	特定分	④		
	経課分	⑤		
	一般株式等の譲渡	⑥		
	上場株式等の譲渡	⑦		
	上場株式等の配当等	⑧		
	先物取引	⑨		
	山林	⑩		
所得金額	短期譲渡	一般分	68	
	経減分	69		
	長期譲渡	一般分	70	
	特定分	71		
	経課分	72		
	一般株式等の譲渡	73		
	上場株式等の譲渡	74		
	上場株式等の配当等	75		
	先物取引	76		
	山林	77		
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫		
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑬)	⑬		
	課税される所得金額	⑭	000	
	⑮⑯ 対応分	⑮	000	
	⑰⑱ 対応分	⑰	000	
	⑲⑳ 対応分	⑲	000	
	㉑ 対応分	㉑	000	
	㉒ 対応分	㉒	000	
	㉓ 対応分	㉓	000	
	㉔ 対応分	㉔	000	

特例適用条文

法	条	項	号
第1条	第1条	第1項	第1号
第2条	第2条	第1項	第1号
第3条	第3条	第1項	第1号

② 対応分	③	
④ 対応分	⑤	
⑥ 対応分	⑦	
⑧ 対応分	⑨	
⑩ 対応分	⑪	
⑫ 対応分	⑬	
⑭ 対応分	⑮	
⑯ 対応分	⑰	
⑱ 対応分	⑲	
㉐から㉑までの合計 (申告書第一表の⑳に転記)	㉐	
株式等 配当等 先物取引 損失の金額	㉑	
本年分の㉒から 差し引く繰越損失額	㉒	
本年分の㉓から 差し引く繰越損失額	㉓	
損失の金額	㉔	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		⑩⑪		
特別控除額の合計額		⑩⑫		

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の 源泉徴収税額の合計額	⑩⑬	
----------------------------	----	--

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		
特定役員		

整理番号
一連番号

申告等年月日

第三表（令和六年分以降以降用）
○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

主な改訂内容

確定申告書（第一表）に欄を追加したことにより、番号を2ずつ繰り下げた。
例：66→68

46

【確定申告書（第四表）】①

■ 主な改訂内容

確定申告書（第一表）に欄を追加したことにより、番号を2ずつ繰り下げた。
例：66→68

令和00年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)FA0054

現在の住所又は居所事業所等

フリガナ氏名

整理番号

通番

第四表(一)
(令和六年分以降適用)

1 損失額又は所得金額

A 経常所得(申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額)				68		円	
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所等	④収入金額	⑤必要経費等	⑥差引金額(④-⑤)	⑦特別控除額	
B 譲渡	短期	分離譲渡	円	円	円	69	
		総合譲渡			円		
	長期	分離譲渡	円	円	円	70	
		総合譲渡			円		
一時						71	
							72
C 山林			円			73	
D 退職	一般			円	円	74	
	短期						75
	特定役員						
E 一般株式等の譲渡						76	
	上場株式等の譲渡						77
上場株式等の配当等				円	円	78	
							79
F 先物取引							
⑧分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額			円	⑨上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収控除額の合計額		円	
特例適用条文							

2 損益の通算

所得の種類	④通算前	⑤第1次通算後	⑥第2次通算後	⑦第3次通算後	⑧損失額又は所得金額
A 経常所得	68 円	第 1 次 円	第 2 次 円	第 3 次 円	円
B 譲渡	短期 総合譲渡	70	1 次 円	2 次 円	3 次 円
	長期 分離譲渡(特定損失額)	71 △	1 次 円	2 次 円	3 次 円
	長期 総合譲渡	72	1 次 円	2 次 円	3 次 円
	一時	73	1 次 円	2 次 円	3 次 円
C 山林	74	1 次 円	2 次 円	3 次 円	75
D 退職	76	1 次 円	2 次 円	3 次 円	77
損失額又は所得金額の合計額					82

損益

整理欄

【確定申告書（第四表）】②

○この申告書は、二枚目が控用（複写式）となっています。

令和 0 年分の 所得税及び復興特別所得税の

申告書（損失申告用）

F A 0 0 5 9

第四表(二)

(令和六年分以降用)

○第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号	 	一連番号	
------	---	------	---

青色申告者の損失の金額							83	円
居住用財産に係る過算後譲渡損失の金額							84	円
変動所得の損失額							85	円
被災事業の損失用額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A) 損害金額	(B) 保険金などで補填される金額	(C) 差引損失額 (A - (B))	
	山林以外	営業等・農業		・ ・	円	円	86 円	
	不 動 産			・ ・			87 円	
	山	林		・ ・			88 円	
	山林所得に係る被災事業用資産の損失額						89 円	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額						90 円		

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損 失 の 種 類			④ 前年分までに引ききれなかった損失額	⑧ 本年分で差し引く損失額	⑨ 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額（前年分）
A ____年 (3年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円	
			山林所得の損失			
			変動所得の損失			
		____年が白色の場合	被災事業用 山林以外			
			資産の損失 山 林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
雑 損 失						
B ____年 (2年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円	
			山林所得の損失			
			変動所得の損失			
		____年が白色の場合	被災事業用 山林以外			
			資産の損失 山 林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
雑 損 失						
C ____年 (前年)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
			山林所得の損失			
			変動所得の損失			
		____年が白色の場合	被災事業用 山林以外			
			資産の損失 山 林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
雑 損 失						
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				91	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額				92	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				93	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額					94	円
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額					95	円
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額					96	円
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額					97	円

資産	整理欄
----	-----

【確定申告書（第四表）（付表）】①

■ 主な改訂内容

確定申告書（第一表）に欄を追加したことにより、番号を2ずつ繰り下げた。

例：81→83

○この申告書は、二枚目が控用（複写式）となっています。

第四表付表（一）

○この付表は、申告書（第一表・第二表及び第四表と一緒に提出してください。

令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書（損失申告用）付表 F A 0 1 8 2

（特定非常災害の被災者の方用）

整理番号 一通番

現在の住所 又は 居所 事業所等		フリガナ 氏 名	
---------------------------	--	-------------	--

この付表は、所得税法第70条の2（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）、同法第71条の2（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第5条（雑損失の繰越控除の特例）又は同法第7条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額

○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

事業所得	事業資産特定災害損失額	①	
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	②	
	①/②≧0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。		該 当 ・ 非 該 当
不動産所得等	不動産等特定災害損失額	③	
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	④	
	③/④≧0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。		該 当 ・ 非 該 当

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	83	
		被災純損失金額（所得税法）	83'	
		被災純損失金額（震災特例法）	83*	
		要件該当	特定非常災害発生年純損失金額	83**
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
84				
変動所得の損失額				
85				

被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④損害金額 円	繰越金額など転入する額 円	⑤差引損失額（④－⑥） 円
山 林 以 外	営業等・農業	山林	うち	権利取得等	権利取得等による損失額	86	
					うち 権利取得等による損失額	86'	
					うち 固定資産特定災害損失額	86*	
					うち 権利取得等による損失額	86**	
					うち 固定資産特定災害損失額	86***	
	不動産	山林	うち	権利取得等	権利取得等による損失額	87	
					うち 権利取得等による損失額	87'	
					うち 固定資産特定災害損失額	87*	
					うち 権利取得等による損失額	87**	
					うち 固定資産特定災害損失額	87***	
山 林	山林	うち	権利取得等	権利取得等による損失額	88		
				うち 権利取得等による損失額	88'		
				うち 固定資産特定災害損失額	88*		

山林所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	89	
		被災純損失金額（所得税法）	89'	
		被災純損失金額（震災特例法）	89*	
		要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	89**
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	90	
		被災純損失金額（所得税法）	90'	
		被災純損失金額（震災特例法）	90*	
		要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	90**

資産 整理欄

【確定申告書（第四表）（付表）】②

令和 06 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 申告 書 (損失 申告 用) 付 表 FA0192

(特定非常災害の被災者の方用)

整理番号 一連番号

第四表付表(二)

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算 (5年前、4年前及び3年前に生じた損失)

年分	損 失 の 種 類	④前年分までに引ききれなかった損失額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥前年分以降に繰り繰して差し引く損失額(④-⑤)
A 令和元年 (5年前)	純 令和元年が 青色の場合	特定非常災害発生年純損失 山林		
	令和元年が 白色の場合	特定非常災害発生年純損失 山林		
	被災純損失 (青・白)	被災純損失 (所得税法) 山林		
	被災純損失 (青・白)	被災純損失 (震災特例法) 山林	円	円
	雑損失	特定雑損失 (所 得 税 法)		
	雑損失	特定雑損失 (震 災 特 例 法)	円	円
B 令和2年 (4年前)	純 令和2年が 青色の場合	特定非常災害発生年純損失 山林		
	令和2年が 白色の場合	特定非常災害発生年純損失 山林		
	被災純損失 (青・白)	被災純損失 (所得税法) 山林		
	被災純損失 (青・白)	被災純損失 (震災特例法) 山林	円	円
	雑損失	特定雑損失 (所 得 税 法)		
	雑損失	特定雑損失 (震 災 特 例 法)	円	円
C 令和3年 (3年前)	純 令和3年が 青色の場合	被災純損失 以外の損失 山林		
	令和3年が 白色の場合	特定非常災害発生年純損失 山林		
	被災純損失 (青・白)	被災純損失 (所得税法) 山林		
	被災純損失 (青・白)	被災純損失 (震災特例法) 山林	円	円
	雑損失	特定雑損失 (所 得 税 法)		
	雑損失	特定雑損失 (震 災 特 例 法)	円	円

資産 整理欄

【確定申告書（第四表）（付表）】③

令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書(損失申告用)付表 FA0193

整理番号

4 繰越損失を差し引く計算（2年前及び前年に生じた損失）

年分	損 失 の 種 類	④前年分までに引ききれなかった損失額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥前年分に繰り越して差し引かれる損失額(円)
令和4年 (2年前)	純 損 失	令和4年が青色の場合	被災純損失(山林以外)	
		被災純損失(山林)		
		特定非常災害発生年純損失(山林以外)		
		特定非常災害発生年純損失(山林)		
		変動所得の損失		
	損 失	令和4年が白色の場合	被災事業用資産の損失(山林以外)	
		被災事業用資産の損失(山林)		
		特定非常災害発生年特定純損失(山林以外)		
		特定非常災害発生年特定純損失(山林)		
		被災純損失(青・白)		
雑損失	被災純損失(山林以外)			
	被災純損失(山林)			
	被災純損失(山林以外)			
	被災純損失(山林)			
	居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額			
令和5年 (前年)	純 損 失	令和5年が青色の場合	被災純損失(山林以外)	
		被災純損失(山林)		
		特定非常災害発生年純損失(山林以外)		
		特定非常災害発生年純損失(山林)		
		変動所得の損失		
	損 失	令和5年が白色の場合	被災事業用資産の損失(山林以外)	
		被災事業用資産の損失(山林)		
		特定非常災害発生年特定純損失(山林以外)		
		特定非常災害発生年特定純損失(山林)		
		被災純損失(青・白)		
雑損失	被災純損失(山林以外)			
	被災純損失(山林)			
	被災純損失(山林以外)			
	被災純損失(山林)			
	居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額			
雑損失	特定雑損失以外の雑損失			
	特定雑損失(所得税法)			
	特定雑損失(震災特例法)			
	特定雑損失(震災特例法)			
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		⑨①	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額		⑨②	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		⑨③	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		⑨④	円	
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額				
特定雑損失以外の雑損失の金額		⑨⑤	円	
特定雑損失(所得税法)の金額		⑨⑥	円	
特定雑損失(震災特例法)の金額		⑨⑦	円	

○この申告書は、二枚目が控用(複写式)となっています。

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

資産 整理欄

主な改訂内容

繰越損失を差し引く計算（2年前及び前年に生じた損失）に係る改訂【税改】

令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律により、令和6年能登半島地震に係る被災純損失（所法70の2）及び被災雑損失（所法71の2）を、納税者の選択により、令和5年分の損失とみなすことができるようになったことへの対応。

【住宅借入金等特別控除計算明細書（一面）】

令和 〇 6 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 F A 4 0 2 6

1 住所及び氏名

住所	〒 -	整理番号	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	平成 令和
契約日	平成 令和
契約区分	平成 令和
補助金等控除前の取得対価の額	②
交付を受ける補助金等の額	③
取得対価の額	④
総(床)面積	⑤
うち居住用部分の(床)面積	⑥

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	平成 令和
契約日	平成 令和
補助金等控除前の増改築等の費用の額	⑦
交付を受ける補助金等の額	⑧
増改築等の費用の額	⑨
⑨のうち居住用部分の金額	⑩
増改築等をした家屋の総床面積	⑪

4 家屋や土地等の取得対価の額

④ 家屋	⑤ 土地等	⑥ 合計	⑦ 増改築等
あなたの所有持分			
①			
②			
③			
④			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10%

6 特例対象個人に関する事項等

7 居住用(2)家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

⑦ 住宅のみ	⑧ 土地等のみ	⑨ 住宅及び土地等	⑩ 増改築等
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			

8 特定の増改築等に係る事項

12 高齢者等居住改修工事等の費用の額	13 断熱改修工事等の費用の額	14 特定断熱改修工事等の費用の額	15 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合には、書いてください。

10 控除証明書の交付を要しない場合

※年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。

要しない

整理欄

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

主な改訂内容

- 「6 特例対象個人に関する事項等」欄の新設【税改】

特例対象個人等を判定するため、以下の事項に該当する場合にはそれぞれ該当する番号を記入する。

7：夫婦のいずれかが40歳未満

8：19歳未満の扶養親族を有する

9：上記7と8の両方に該当する

1：特例取得に該当し、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年12月31日までに入居できず、令和3年12月31日までに入居した場合（※1）

※1 旧「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延」の「あり」に○を付す場合に対応するもの
- 「⑤新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高」の区分欄の新設【税改】

調書方式（※2）に対応する金融機関に適用申請書を提出している場合にはそれぞれ該当する番号を記入する。

1：全ての住宅借入金等が調書方式の場合

2：一部の住宅借入金等が調書方式の場合

※2 住宅借入金等債権者が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を提出し、国税当局から納税者に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式

【住宅借入金等特別控除計算明細書（二面）】

令和06年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑬の金額を転記します。				⑬
番号	居住の用に供した日等	算式等	居住の用に供した日等	算式等
1	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住した場合	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.02	⑫ ⑬×0.02
	中古住宅	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.01	⑫ ⑬×0.01
2	平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住した場合	⑪×0.01	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.02	⑫ ⑬×0.02
	中古住宅	⑪×0.01	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.01	⑫ ⑬×0.01
3	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住した場合	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.02	⑫ ⑬×0.02
	中古住宅	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.01	⑫ ⑬×0.01
4	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住した場合	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.02	⑫ ⑬×0.02
	中古住宅	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.01	⑫ ⑬×0.01
5	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住した場合	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.02	⑫ ⑬×0.02
	中古住宅	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.01	⑫ ⑬×0.01
6	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住した場合	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.02	⑫ ⑬×0.02
	中古住宅	⑪×0.02	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑫の金額(最高1,000万円) ⑬×0.01	⑫ ⑬×0.01

一面
提出用

二面は一面と一緒に提出してください。

- ※1 ⑫の金額を一面の⑬欄に転記します。
- ※2 ⑬の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 特例対象個人については、控除の表面の「用語の説明」を参照してください。
- ※4 (特例) 特別特例取得及び(特別) 特定取得については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。
- ※5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例) 特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例) 特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※6 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。
- ※7 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再び居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑬欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑬の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）	円 00
------------	--	---------

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)	(2)	(3)	(4)

※(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

主な改訂内容

控除額の計算欄を改訂【税改】

税制改正に対応するため、特例対象個人に係る計算欄を新設。

なお、令和6年分より認定住宅等以外の新築住宅については、令和5年末までに建築確認を受けた住宅である、又は令和6年6月30日までに建築された住宅である、といった要件を満たさない場合、住宅借入金等特別控除を適用することができなくなること等を踏まえ、認定住宅等とその他の住宅の順番を入れ替えた。